



山形県公報

平成25年3月26日(火)
第2430号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……378
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……382
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所…(保健薬務課) ……同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(同) ……384
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………(生産技術課) ……385
- 海面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等の決定……………(庄内総合支庁水産課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(庄内総合支庁農村整備課) ……390
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……391
- 同……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……392
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……393
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県海浜公園の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者資格試験に係る指定試験機関の名称の変更……………(建築住宅課) ……394

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程……………396

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……397
- 同……………(庄内総合支庁総務課) ……398
- 一般競争入札の公告……………(情報企画課) ……同

○監査結果の公表……………（監査委員）…400  
 ○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（ 同 ）…403

## 規 則

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第58号

#### 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条から第8条までを削る。

第9条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第1号」に改め、同条第2項中「別記様式第9号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第2条とする。

第10条、第11条、別表及び別記様式第1号から別記様式第7号までを削る。

別記様式第8号中「別記様式第8号別紙2」を「別記様式第1号別紙2」に、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「別記様式第8号別紙1」を「別記様式第1号別紙1」に、「別記様式第8号別紙3」を「別記様式第1号別紙3」に改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第9号を別記様式第2号とする。

別記様式第10号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第42条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
 別表保健所長の項第24項を削る。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第59号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第34号を第37号とし、第21号から第33号までを3号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の3号を加える。

(21) 法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業の開始の届出 障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）開始届出書（別記様式第6号の3の3）

(22) 法第34条の3第3項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業の変更の届出 障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）変更届出書（別記様式第6号の3の4）

(23) 法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業の廃止又は休止の届出 障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）廃止（休止）届出書（別記様式第6号の3の5）

別記様式第4号の2の2（表）を次のように改める。

様式第4号の2の2

(表)  
障がい児入所給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書

年 月 日

山形県知事 殿

次のとおり、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）の支給を申請します。

|                          |                          |                                             |                                             |                                 |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 申請者                      | ふりがな<br>氏名<br>(記名押印又は署名) |                                             | 生年月日                                        | 年 月 日                           |
|                          | 居住地                      | 〒<br>電話番号                                   |                                             |                                 |
| 申請に係る<br>障がい児の氏名         | ふりがな                     |                                             | 生年月日                                        | 年 月 日                           |
|                          |                          |                                             | 申請者との続柄                                     |                                 |
| 身体障害者<br>手帳番号            |                          | 療育手<br>帳番号                                  |                                             | 精神障害者保健<br>福祉手帳番号               |
| 保険者名<br>及び番号             |                          | 被保険者証の<br>記号及び番号                            |                                             |                                 |
| サービスの<br>利用状況            | 障害福祉<br>サービス             |                                             |                                             |                                 |
|                          | 障害児<br>通所支援              |                                             |                                             |                                 |
| 申請に係る<br>指定障害児入所<br>の種類等 | 種類                       | <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設<br>(福祉型) | <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設<br>(医療型) | <input type="checkbox"/> 指定医療機関 |
|                          | 具体的な<br>内容               |                                             |                                             |                                 |

- (注) 1 「保険者名及び番号」の欄及び「被保険者証の記号及び番号」の欄は、障害児入所医療を受けようとする場合に記入してください。
- 2 「障害福祉サービス」の欄及び「障害児通所支援」の欄は、現在利用しているサービスの種類及び内容等を記入してください。
- 3 「具体的な内容」の欄は、利用しようとする施設の名称及び利用を予定する期間を記入してください。

別記様式第4号の2の2（裏）中 「保険者名及び番号」 | 「被保険者証の記号及び番号」 を

削り、同様式の注書中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記様式第4号の6の注書第2項中「の他の支給決定障害者等の全員分の」を「に申請に係る障がい児以外の障がい児がいる場合は、当該障がい児に係る」に改め、第3項中「障害者自立支援法、児童福祉法、介護保険法の別を」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給決定を受ける者にあつては「障害」と、児童福祉法に基づく支給決定を受ける者にあつては「児童」と、介護保険法に基づく介護給付又は予防給付を受ける者にあつては「介護」と」に改める。

別記様式第6号の3の2の次に次の3様式を加える。

### 様式第6号の3の3

年 月 日

山形県知事 殿

事業経営者 氏 名  
(記名押印又は署名)  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

#### 障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）開始届出書

下記のとおり障害児通所支援事業（障害児相談支援事業）を開始するので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。

#### 記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び連絡先
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
  - (1) 条例、定款その他の基本約款
  - (2) 運営規程
  - (3) 収支予算書
  - (4) 事業計画書
  - (5) その他参考資料

様式第6号の3の4

|                                                                                                                                                                    |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 山形県知事 殿<br><br>事業経営者 氏 名<br>（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）<br><br>障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）変更届出書<br><br>下記のとおり障害児通所支援事業（障害児相談支援事業）の内容を変更したので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により届け出ます。<br><br>記 | 年 月 日 |
| 変更が生じた事業の種類                                                                                                                                                        |       |
| 変更の日                                                                                                                                                               | 年 月 日 |
| 変更の内容                                                                                                                                                              |       |
| 変更の理由                                                                                                                                                              |       |
| その他参考事項                                                                                                                                                            |       |

様式第6号の3の5

|                                                                                                                                                                         |                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 山形県知事 殿<br><br>事業経営者 氏 名<br>（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）<br><br>障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）廃止（休止）届出書<br><br>下記のとおり障害児通所支援事業（障害児相談支援事業）を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の3第4項の規定により届け出ます。<br><br>記 | 年 月 日                           |
| 廃止（休止）しようとする事業の種類                                                                                                                                                       |                                 |
| 廃止（休止）しようとする年月日                                                                                                                                                         |                                 |
| 廃止（休止）の理由                                                                                                                                                               |                                 |
| 現に便宜を受け、又は通所している者に対する措置                                                                                                                                                 |                                 |
| 休止の場合、休止の予定期間                                                                                                                                                           |                                 |
| 添付書類                                                                                                                                                                    | 法人においては、廃止又は休止の決議書の写し及び定款その他の規約 |

別記様式第6号の4中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

別記様式第6号の5中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。  
 別記様式第6号の6中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。  
 別記様式第6号の7中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。  
 別記様式第6号の8中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。  
 別記様式第6号の9中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第4号の6の改正規定については、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第243号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.60パーセント」を「年0.55パーセント」に、「年0.35パーセント」を「年0.30パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年3月13日から適用する。
- 平成25年3月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第244号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |               |
|-----------|-------------------------|---------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地         |
| 荒 木 孝 明   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 市 川 さ お り | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 小 野 寺 幸 子 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 川 越 圭     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 川 原 優     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 熊 谷 孝     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 桜 井 博 毅   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |

|       |           |                |
|-------|-----------|----------------|
| 佐藤英之  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 神宮字信哉 | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 高瀬薫   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 武田弘明  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 田中修平  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 田中英智  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 仁科武人  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 根本大資  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 福元剛   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 藤嶋昌一郎 | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 前川絢子  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 牧野孝俊  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 名木野匡  | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 大通尚   | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 齋藤佑規  | 篠田総合病院    | 山形市桜町2番68号     |
| 須藤直行  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 刑部光正  | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 古川勝敏  | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 宍戸善郎  | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 宇根かおり | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 伊藤由理子 | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 石幡明   | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 伊藤純一  | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 長谷川寛真 | 山形厚生病院    | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |

|       |               |                |
|-------|---------------|----------------|
| 高橋由美子 | 由美子こどもクリニック   | 山形市大字中野4101    |
| 赤塚直子  | 美畑町耳鼻咽喉科クリニック | 山形市美畑町12番12号   |
| 若林崇   | 天童市民病院        | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 高橋憲幸  | 天童市民病院        | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 橋本多恵子 | 天童市民病院        | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 林真貴子  | 天童市民病院        | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 井上尚   | 天童温泉篠田病院      | 天童市鎌田一丁目7番1号   |
| 神部良太  | 天童温泉篠田病院      | 天童市鎌田一丁目7番1号   |
| 水本雅弘  | 天童温泉篠田病院      | 天童市鎌田一丁目7番1号   |
| 黒田吉則  | 天童温泉篠田病院      | 天童市鎌田一丁目7番1号   |
| 佐藤大祐  | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 佐々木明子 | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 梁秀蘭   | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 今井香織  | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 門脇心平  | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 成味太郎  | 吉岡病院          | 天童市東本町三丁目5番21号 |
| 渡部俊幸  | わたべクリニック      | 酒田市みずほ一丁目2番20号 |

## 山形県告示第245号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所及び氏名の変更があった。

平成25年3月26日

山形県知事 吉村美栄子

| 医師氏名 | 予防接種を行う主たる場所             |                                                       | 変更年月日       |
|------|--------------------------|-------------------------------------------------------|-------------|
|      | 変更前                      | 変更後                                                   |             |
| 近岡秀二 | 山形市松町三丁目7番25号<br>近岡小児科医院 | 山形市松町三丁目7番25号<br>近岡小児科医院<br>山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院 | 平成24. 12. 5 |



|       |                             |                                                              |   |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|---|
| 松 永 明 | 山形市七日町一丁目3番26号<br>山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号<br>山形市立病院済生館<br>山形市西田二丁目2番10号<br>まつながキッズクリニック | 同 |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|---|

| 医 師 氏 名 |         | 予防接種を行う主たる場所        | 変更年月日       |
|---------|---------|---------------------|-------------|
| 変 更 前   | 変 更 後   |                     |             |
| 池 田 亜 美 | 永 澤 亜 美 | 長井市台町6番1号<br>池田内科医院 | 平成25. 2. 13 |

**山形県告示第246号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成25年3月23日限り消滅した。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区の名称    | 区 域      |
|-----------|----------|
| 飛 島 加 入 区 | 酒田市飛島の区域 |

**山形県告示第247号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、海面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公示番号 海共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類             | 漁 業 の 名 称   | 漁 業 時 期          | 漁場の位置       | 漁 場 の 区 域                                                 |
|------------------|-------------|------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 第 一 種<br>共 同 漁 業 | て ん ぐ さ 漁 業 | 5月1日から9月30日まで    | 酒田市飛島<br>地先 | 酒田市飛島における最大高潮<br>時海岸線と同線から距岸5,500<br>メートルの線によって囲まれた<br>区域 |
|                  | え ご 同       | 7月1日から9月30日まで    |             |                                                           |
|                  | わ か め 同     | 3月1日から7月31日まで    |             |                                                           |
|                  | の り 同       | 11月1日から翌年4月30日まで |             |                                                           |
|                  | あ ら め 同     | 3月1日から6月30日まで    |             |                                                           |
|                  | あ お さ 同     | 1月1日から7月31日まで    |             |                                                           |
|                  | も ず く 同     | 4月1日から9月30日まで    |             |                                                           |
|                  | い ぎ す 同     | 5月1日から10月31日まで   |             |                                                           |
|                  | ほ ん だ わ ら 同 | 12月1日から翌年5月31日まで |             |                                                           |
|                  | あ わ び 同     | 12月1日から翌年8月31日まで |             |                                                           |
|                  | さ ざ え 同     | 周 年              |             |                                                           |
|                  | か き 同       | 同                |             |                                                           |
|                  | い が い 同     | 同                |             |                                                           |
|                  | に し が い 同   | 同                |             |                                                           |
|                  | う に 同       | 同                |             |                                                           |
|                  | な ま こ 同     | 同                |             |                                                           |
| た こ 同            | 同           |                  |             |                                                           |
| 餌 虫 同            | 同           |                  |             |                                                           |

|             |            |                |
|-------------|------------|----------------|
| 第二種<br>共同漁業 | いか小型定置漁業   | 1月1日から6月30日まで  |
|             | あじたなご小型定置同 | 周年             |
|             | とびうおさし網同   | 5月1日から8月31日まで  |
|             | かれいさし網同    | 2月1日から11月30日まで |
|             | たいこだいさし網同  | 周年             |
|             | めばるさし網同    | 同              |
|             | ほっけさし網同    | 同              |
|             | いそさし網同     | 同              |
|             | めじまぐろさし網同  | 5月1日から12月31日まで |
|             | うまづらさし網同   | 周年             |
| かにかご同       | 同          |                |

- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 酒田市飛島
- (5) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 海共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期             | 漁場の位置                     | 漁場の区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------|------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>共同漁業 | てんぐさ漁業      | 6月1日から8月31日まで    | 酒田市（飛島を除く。）<br>及び飽海郡遊佐町地先 | 次の基点第1号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から次の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16及び17の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除いた区域（方位は、真方位とする。以下この表において同じ。）<br>基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点<br>ア 基点第1号から291度30分4,000メートルの点<br>イ 基点第3号から294度43分4,000メートルの点<br>基点第3号 酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点<br>1 旧酒田灯台（北緯38度56分41.9秒、東経139度49分16.5秒）から20度53分18秒4,841メートルの点<br>2 1から291度50分1,050メートルの点<br>3 2から201度50分3,128メートルの点<br>4 3から227度50分2,040メートルの点 |
|             | えご同         | 7月1日から9月30日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | わかめ同        | 3月1日から7月31日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | のり同         | 10月1日から翌年4月30日まで |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | あおさ同        | 1月1日から7月31日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | もずく同        | 3月1日から9月30日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | いぎす同        | 6月1日から10月31日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | あわび同        | 12月1日から翌年8月31日まで |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | さざえ同        | 周年               |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | かき同         | 同                |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | いがい同        | 同                |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | にしがい同       | 同                |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | うに同         | 同                |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | なまこ同        | 同                |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| たこ同         | 同           |                  |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 餌虫同         | 同           |                  |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第二種<br>共同漁業 | さけぶり小型定置漁業  | 3月1日から翌年1月20日まで  |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | はたはた小型定置同   | 12月1日から翌年1月10日まで |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | かにかご同       | 2月1日から10月31日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | とびうおさし網同    | 6月1日から8月31日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | がしいたびらめさし網同 | 2月1日から12月31日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | たいこだいさし網同   | 4月1日から12月31日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | えびさし網同      | 5月1日から11月30日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | いそさし網同      | 2月1日から12月31日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第三種<br>共同漁業 | ばいかご同       | 4月1日から9月30日まで    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             | かにかご同       | 周年               |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第三種<br>共同漁業 | いわし地びき網漁業   | 4月1日から11月30日まで   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|  |  |  |  |                              |
|--|--|--|--|------------------------------|
|  |  |  |  | 5 4から184度87メートルの点            |
|  |  |  |  | 6 5から201度50分294メートルの点        |
|  |  |  |  | 7 6から227度50分726メートルの点        |
|  |  |  |  | 8 7から173度33分102.5メートルの点      |
|  |  |  |  | 9 8から226度48分36秒124.5メートルの点   |
|  |  |  |  | 10 9から137度59分24秒94.7メートルの点   |
|  |  |  |  | 11 10から47度40分48秒46.8メートルの点   |
|  |  |  |  | 12 11から178度27分36秒535.4メートルの点 |
|  |  |  |  | 13 12から118度40分490メートルの点      |
|  |  |  |  | 14 13から161度10分159メートルの点      |
|  |  |  |  | 15 14から162度540メートルの点         |
|  |  |  |  | 16 15から117度40分1,000メートルの点    |
|  |  |  |  | 17 16から355度57分108.7メートルの点    |

- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 酒田市（飛島を除く。）及び飽海郡遊佐町
- (5) 制限又は条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは10統以内とする。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 公示番号 海共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類        | 漁業の名称        | 漁業時期             | 漁場の位置                                                       | 漁場の区域                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|--------------|------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>共同漁業 | てんぐさ漁業       | 6月1日から8月31日まで    | 鶴岡市地先<br>(平成17年<br>9月30日に<br>おける西田<br>川郡温海町<br>の区域を除<br>く。) | 次の基点第3号、ア、イ及び<br>基点第4号の各点を順次直線で<br>結んだ線と最大高潮時海岸線に<br>よって囲まれた区域（方位は、<br>真方位とする。以下この表にお<br>いて同じ。）<br>基点第3号 酒田市と鶴岡市<br>の境に設置した漁場基点<br>ア 基点第3号から294度43<br>分4,000メートルの点<br>イ 基点第4号から295度45<br>分4,000メートルの点<br>基点第4号 平成17年9月30<br>日における鶴岡市と西田川<br>郡温海町の境に設置した漁<br>場基点 |
|             | えご同          | 7月1日から9月30日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | わかめ同         | 3月1日から7月31日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | のり同          | 10月1日から翌年4月30日まで |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | あおさ同         | 1月1日から7月31日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | もずく同         | 3月1日から9月30日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | いぎす同         | 6月1日から10月31日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | ほんだわら同       | 12月1日から翌年5月31日まで |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | しがな同         | 1月1日から4月30日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | うみそうめん同      | 3月1日から9月30日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | あわび同         | 12月1日から翌年8月31日まで |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | さざえ同         | 周年               |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | かき同          | 同                |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | いがい同         | 同                |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | にしがい同        | 同                |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | うに同          | 同                |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| なまこ同        | 同            |                  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| たこ同         | 同            |                  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 餌虫同         | 同            |                  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第二種<br>共同漁業 | さけ・ぶり小型定置漁業  | 3月1日から翌年1月20日まで  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | あじ・たなご小型定置同  | 3月1日から11月30日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | はたはた小型定置同    | 12月1日から翌年1月10日まで |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | かにさし網同       | 2月1日から12月31日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | とびうおさし網同     | 6月1日から8月31日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | がい・いたびらめさし網同 | 2月1日から12月31日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | たい・こだいさし網同   | 4月1日から12月31日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | えびさし網同       | 5月1日から11月30日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | いそさし網同       | 2月1日から12月31日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | ばいかご同        | 4月1日から9月30日まで    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| かにかご同       | 周年           |                  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第三種<br>共同漁業 | いわし地びき網漁業    | 4月1日から11月30日まで   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

(4) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）

(5) 制限又は条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7  
統以内とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 海共第4号  
 (1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類        | 漁業の名称         | 漁業時期             | 漁場の位置                                   | 漁場の区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|---------------|------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>共同漁業 | てんぐさ漁業        | 6月1日から8月31日まで    | 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）<br>地先 | ①の区域から②の区域を除いた区域<br>① 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第5号の各点を基点第4号、ア、オ、エ、ウ、イ、基点第5号の順に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（方位は、真方位とする。以下この表において同じ。）<br>基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点<br>ア 基点第4号から295度45分4,000メートルの点<br>イ 基点第5号から227度23分31秒490.5メートルの点<br>ウ イから275度47分58秒2,430メートルの点<br>エ ウから5度47分58秒1,000メートルの点<br>オ エから268度47分58秒1,520メートルの点<br>基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点<br>② 基点第5号から330度31メートルの地点を中心とする半径31メートルの円のうち基点第5号とカを結んだ線の南東側の円弧、カとキを結んだ直線、キから28度266メートルの地点を中心とする半径266メートルの円のうちキとクを結んだ線の南西側の円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域<br>カ 基点第5号から265度30分31メートルの点<br>キ カから298度30分39メートルの点<br>ク キから309度105.9メートルの点 |
|             | えご同           | 7月1日から9月30日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | わかめ同          | 3月1日から7月31日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | のり同           | 10月1日から翌年4月30日まで |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | あおさ同          | 1月1日から7月31日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | もずく同          | 3月1日から9月30日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | いぎす同          | 6月1日から10月31日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | ほんだわら同        | 12月1日から翌年5月31日まで |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | しがな同          | 1月1日から4月30日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | うみそうめん同       | 3月1日から9月30日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | あわび同          | 12月1日から翌年8月31日まで |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | さざえ同          | 周年               |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | かき同           | 同                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | いがい同          | 同                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | にしがい同         | 同                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | うに同           | 同                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | なまこ同          | 同                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| たこ同         | 同             |                  |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 餌虫同         | 同             |                  |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第二種<br>共同漁業 | さけ・ぶり小型定置漁業   | 3月1日から翌年1月20日まで  |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | あじ・たなご小型定置同   | 3月1日から11月30日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | はたはた小型定置同     | 12月1日から翌年1月10日まで |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | かにさし網同        | 2月1日から10月31日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | とびうおさし網同      | 6月1日から8月31日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | がしい・したびらめさし網同 | 2月1日から12月31日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | たい・こだいさし網同    | 4月1日から12月31日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | えびさし網同        | 5月1日から11月30日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第三種<br>共同漁業 | いwash地びき網漁業   | 4月1日から11月30日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | いそさし網同        | 2月1日から12月31日まで   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | ばいかご同         | 4月1日から9月30日まで    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | かにかご同         | 周年               |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|  |  |  |  |                             |
|--|--|--|--|-----------------------------|
|  |  |  |  | ケ ク から321度30分31メー<br>トルの点   |
|  |  |  |  | コ ケから225度30分129.8メ<br>ートルの点 |
|  |  |  |  | サ コから305度30分142.5メ<br>ートルの点 |
|  |  |  |  | シ サから332度30分174.5メ<br>ートルの点 |
|  |  |  |  | ス シから62度150.5メー<br>トルの点     |
|  |  |  |  | セ スから333度50分291.3メ<br>ートルの点 |
|  |  |  |  | ソ セ から291度30分63.5メ<br>ートルの点 |

- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）
- (5) 制限又は条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

**山形県告示第248号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営鷲畑地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市穂積80番1から  
同 近田107番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月28日

**山形県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 下原山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市清住町二丁目126番1から  
同 春日町9番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月28日

## 山形県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|--------------------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 西村山郡朝日町大字大谷字立小路1508番4から<br>同 字谷地山1741番46まで | 旧    | 21.0メートル<br>}<br>9.0   | メートル<br>1,204 |
| 同 上                                        |      | 326.0メートル<br>}<br>14.0 | メートル<br>1,401 |
| 同 上                                        | 新    | 326.0メートル<br>}<br>14.0 | 同 上           |

## 山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡戸沢村大字神田字濁沢451番1から<br>同 616番5まで | 旧    | 29.0メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>460 |
| 同 上                               |      | 25.0メートル<br>}<br>11.0 | 同 上         |

## 山形県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字神田字濁沢451番1から  
同 616番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日

**山形県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|--------------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡小国町大字大滝字道六神山603番9から<br>同 字道六神山603番16まで | 旧    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0 | <small>メートル</small><br>164 |
| 同 上                                        | 新    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0 | 同 上                        |

**山形県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 長井市平山字小豆沢2758番5から<br>同 字上ノ台2900番まで | 旧    | 10.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0  | <small>メートル</small><br>50 |
| 同 上                                | 新    | 14.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | 同 上                       |

**山形県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|---------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 長井市平野字壺ノ沢4183番93から<br>同 字壺ノ沢4183番90まで | 旧    | 62.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | <small>メートル</small><br>114 |
| 同 上                                   | 新    | 62.0 <small>メートル</small><br>}<br>16.0 | 同 上                        |



**山形県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大滝字道六神山603番9から  
同 字道六神山603番16まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日

**山形県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平山字小豆沢2758番5から  
同 字上ノ台2900番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日

**山形県告示第259号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平野字壺ノ沢4183番93から  
同 字壺ノ沢4183番90まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日

**山形県告示第260号**

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分       |                   | 単 位              | 利用料金 |
|-----------|-------------------|------------------|------|
| マリンパーク鼠ヶ関 | 条例第3条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき          | 700円 |
|           | 条例第3条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル<br>1日につき | 70円  |

## (2) 次の施設を利用する場合の利用料金

| 施設        |      | 期間等                         | 単位      | 利用料金 |
|-----------|------|-----------------------------|---------|------|
| マリンパーク鼠ヶ関 | 駐車場  | 7月19日から8月18日までの午前8時から午後5時まで | 1日1回につき | 700円 |
|           | シャワー |                             |         | 無料   |

## 2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第261号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定試験機関の名称

財団法人不動産適正取引推進機構

## 2 変更の内容

| 変更事項 | 変更前             | 変更後               |
|------|-----------------|-------------------|
| 名称   | 財団法人不動産適正取引推進機構 | 一般財団法人不動産適正取引推進機構 |

## 3 変更の年月日

平成25年4月1日

**教育委員会関係**

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第6号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成25年3月26日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

| 種 別   | 名 称              | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所       |
|-------|------------------|-----|-------|-------------------|
| 建造物の部 | 旧西五百川小学校<br>三申分校 | 1   | 朝 日 町 | 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地 |

**企業局関係**

## 規 程

## 山形県企業管理規程第3号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月26日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第92条中「建設改良工事又は製造でその工期」を「建設改良費で行う事業であって、その事業年度」に改め、同条ただし書中「実施予算額が1億円未満のもの及び間接経費の計上を要しない」を「一事業年度内に支出する」に改める。

第134条中「次の」を「県税（県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと及び次の」に改める。

別表第1 固定資産の項の表中

|         |                      |                                                                                |                                                                                                                                                                                 |             |
|---------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 送電設備    | (何) 送電線路             | 土地<br>架空電線路<br>地中電線路<br>無形固定資産<br>減価償却累計額<br>(貸方)                              |                                                                                                                                                                                 | を           |
| 太陽光発電設備 | (何) 発電所<br>(何) 集中制御所 | 土地<br>建物<br><br>機械装置<br><br>諸装置<br><br>備品<br><br>無形固定資産<br><br>減価償却累計額<br>(貸方) | 鉄筋コンクリート造<br>金属造<br>木造<br><br>太陽電池<br>逆変換装置<br>主要変圧器<br>配電盤開閉装置<br>自動制御装置<br>その他機械装置<br><br>通信電灯電力装置<br>雑装置<br><br>工具<br>器具及び備品<br>車両及び小型船舶<br><br>電話加入権<br>地上権<br>借地権<br>施設利用権 | に改め、同別表収益の項 |

の表中「電力料」を「水力発電電力料」に、「取くずし」を「取崩し」に、

|   |  |          |          |             |
|---|--|----------|----------|-------------|
| 「 |  | その他営業収益  |          | を           |
| 「 |  | 太陽光発電電力料 | 東北電力株式会社 | に改め、同別表費用の項 |
|   |  | その他営業収益  |          |             |

の表中「水力発電費」を「(何) 発電費」に、「取くずし」を「取崩し」に改める。

別表第2費用の項の表、別表第4費用の項の表、別表第5費用の項の表及び別表第6費用の項の表中「取くずし」を「取崩し」に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**山形県企業管理規程第4号**

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月26日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

**山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程**

山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項第1号中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の2各号」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第169条の4第2項各号」に改める。

第28条の4第1項第2号中「第24条」を「第23条」に改める。

第32条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の4第2項」を「政令第169条の7第2項」に改める。

第33条中「地方自治法施行令第169条の4第2項」を「政令第169条の7第2項」に改める。

別表第1第1項第1号の表中

|   |  |  |                        |             |
|---|--|--|------------------------|-------------|
| 「 |  |  | 溪流取水設備用地               | を           |
| 「 |  |  | 溪流取水設備用地<br>送電線路用地     | に、          |
| 「 |  |  | (何) 信号通信線              | を           |
| 「 |  |  | (何) 信号通信線<br>(何) 架空電線路 | に改め、同項第2号を次 |

のように改める。

(2) 太陽光発電設備

| 目    | 節                      | 細節 | 資産単位物品名                         |
|------|------------------------|----|---------------------------------|
| 土地   |                        |    | (1) 水力発電設備の「土地（目）」の資産単位物品名に準ずる。 |
| 建物   | 鉄筋コンクリート造<br>金属造<br>木造 |    | (1) 水力発電設備の「建物（目）」の資産単位物品名に準ずる。 |
| 機械装置 | 太陽電池<br><br>逆変換装置      |    | 太陽電池<br>基礎<br>逆変換装置             |

|        |          |                                                |
|--------|----------|------------------------------------------------|
| 諸装置    | 主要変圧器    | (1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「主要変圧器（節）」の資産単位物品名に準ずる。   |
|        | 配電盤開閉装置  | (1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「配電盤開閉装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。 |
|        | 自動制御装置   | (1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「自動制御装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。  |
|        | その他機械装置  | (1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「その他機械装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。 |
| 備品     | 通信電灯電力装置 | (1) 水力発電設備の「諸装置（目）」の「通信電灯電力装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。 |
|        | 雑装置      | (1) 水力発電設備の「諸装置（目）」の「雑装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。      |
|        | 工具       | (1) 水力発電設備の「備品（目）」の「工具（節）」の資産単位物品名に準ずる。        |
| 無形固定資産 | 器具及び備品   | (1) 水力発電設備の「備品（目）」の「器具及び備品（節）」の資産単位物品名に準ずる。    |
|        | 車輛及び小型船舶 | (1) 水力発電設備の「備品（目）」の「車輛及び小型船舶（節）」の資産単位物品名に準ずる。  |
|        | 電話加入権    | 電話加入権                                          |
|        | 地上権      | 地上権                                            |
|        | 借地権      | 借地権                                            |
|        | 施設利用権    | 施設利用権                                          |
|        | ソフトウェア   | ソフトウェア                                         |

別表第1第2項の表中

|   |  |  |  |                                |        |
|---|--|--|--|--------------------------------|--------|
| 「 |  |  |  | 電気防食設備<br>その他取水電気設備            | を      |
| 「 |  |  |  | 電気防食設備<br>太陽光発電設備<br>その他取水電気設備 | に改め、同別 |

表第4項の表中

|   |  |  |  |                   |       |
|---|--|--|--|-------------------|-------|
| 「 |  |  |  | 水力発電設備            | を     |
| 「 |  |  |  | 水力発電設備<br>太陽光発電設備 | に改める。 |

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成25年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人すぎのこハウス

(2) 代表者の氏名

山科 香代子

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市十日町1400番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適応できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成25年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあいヘルパーサービス

(2) 代表者の氏名

佐藤 勝一

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市北新橋一丁目8-1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく訪問介護事業及び日常生活への手助けが必要な地域住民に対する有償ボランティア事業を総合的かつ一体的に運営することにより、長寿社会における地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 平成25年5月7日（火） 午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成26年12月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成25年4月23日（火）午前11時までに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 過去6年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、情報系システムを開発し稼働させた実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として情報系システムを開発し稼働させた実績がある者を含む。）であること。

(6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

(8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。

(9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当  
電話番号023(630)2098

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

#### (1) 落札者の決定の方法

イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職



員にくじを引かせて決定する。

ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。

ニ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を900点、価格点を100点とする。
- (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
- (4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。  

$$\text{価格点} = 100 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）を平成25年4月5日（金）午後3時までに山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Restructuring of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server and the intranet information system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:00P. M. May 7, 2013
- (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成25年2月から平成25年3月までに実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関49箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関     | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-----------------|------------|-------------|------|
| 新 庄 養 護 学 校     | 平成25年2月14日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| や ま な み 学 園     | 平成25年2月14日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 平成25年2月14日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| 長 井 高 等 学 校     | 平成25年2月14日 | 船山委員        | 加藤委員 |



|               |            |      |      |
|---------------|------------|------|------|
| 米沢東高等学校       | 平成25年2月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 長井警察署         | 平成25年2月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 村山特別支援学校      | 平成25年2月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 朝日学園          | 平成25年2月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 村山警察署         | 平成25年2月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 平成25年2月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 内水面水産試験場      | 平成25年2月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 職員育成センター      | 平成25年2月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 米沢商業高等学校      | 平成25年2月15日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢興譲館高等学校     | 平成25年2月15日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢警察署         | 平成25年2月15日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 博物館           | 平成25年2月15日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形工業高等学校      | 平成25年2月15日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 教育センター        | 平成25年2月15日 | 小山委員 |      |
| 天童警察署         | 平成25年2月15日 | 小山委員 |      |
| 荒砥高等学校        | 平成25年2月19日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 置賜教育事務所       | 平成25年2月19日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 長井工業高等学校      | 平成25年2月19日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 南陽高等学校        | 平成25年2月19日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 山形豊学校         | 平成25年2月19日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 上山明新館高等学校     | 平成25年2月19日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形盲学校         | 平成25年2月19日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 総合療育訓練センター    | 平成25年2月19日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| ゆきわり養護学校      | 平成25年2月19日 | 広谷委員 | 小山委員 |

|                   |            |      |      |
|-------------------|------------|------|------|
| 函 書 館             | 平成25年2月26日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 南 陽 警 察 署         | 平成25年2月26日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 山 形 中 央 高 等 学 校   | 平成25年2月26日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 内 陸 食 肉 衛 生 検 査 所 | 平成25年2月26日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 高 畠 高 等 学 校       | 平成25年2月26日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 楯 岡 高 等 学 校       | 平成25年2月26日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山 形 養 護 学 校       | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 東 根 工 業 高 等 学 校   | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 山 形 南 高 等 学 校     | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 谷 地 高 等 学 校       | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 寒 河 江 警 察 署       | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 山 形 西 高 等 学 校     | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 村 山 農 業 高 等 学 校   | 平成25年3月14日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米 沢 養 護 学 校       | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山 辺 高 等 学 校       | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 上 山 高 等 養 護 学 校   | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 上 山 警 察 署         | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 青 年 の 家           | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 霞 城 学 園 高 等 学 校   | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 寒 河 江 工 業 高 等 学 校 | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山 形 東 高 等 学 校     | 平成25年3月14日 | 広谷委員 | 小山委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## ア 霞城学園高等学校

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費の支給について、正当な理由もなく支払いが3か月を超えて遅延したもの

- ・ 3か月超え 74件
- ・ 2か月超え 133件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収 入

- (ア) 収入の調定手続きについて、調定すべき日から1か月を超えて遅延したものがあある。(霞城学園高等学校)
- (イ) 県立学校施設使用料の許可に伴う電気料の調定について額を誤ったものがあある。(山形東高等学校)

イ 支 出

- (ア) 一般需用費について、請求毎に支払い手続きを行うべきところ、まとめて手続きを行ったことにより支払いが遅延したものがあある。(米沢養護学校)
- (イ) 旅費の支給について、正当な理由もなく旅行の最終日から2か月を超えて遅延したものが相当数あある。(山形南高等学校、山形中央高等学校、米沢東高等学校、米沢工業高等学校、ゆきわり養護学校)

- (ウ) 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するものがあある。(米沢養護学校、ゆきわり養護学校)

ウ 契 約

- (ア) 工事請負契約において、増額変更に伴う契約保証金の変更手続きが行われていないものがあある。(山形盲学校)

エ 債 権

- (ア) 債権の督促について、納期限後20日以内に督促状を交付すべきところ、正当な理由もなく交付していないものがあある。(総合療育訓練センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年5月15日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成25年1月28日付けで山形県知事から通知がああった。

平成25年3月26日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課       | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                      | 措 置 の 内 容                                                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁建設総務課 | <備品管理><br>除雪車両について、車検証中の自動車保管場所と備品一覧表の使用場所（設置場所）とに4件の相違がああった。変更がああった際には適時に更新する必要がある。                                                                                                         | 当該除雪車両については、車検証の「使用の本拠の位置」又は備品台帳の「設置場所」を現状に合わせて変更する手続きを行った。<br>今後は、備品台帳と車検証を一体的に管理することとし、保管場所を変更する際は、車検証及び備品台帳を併せて更新する。   |
| 会計課         | <バックアップ媒体の保管><br>財務会計システム及び物品電子調達システムのバックアップ媒体について、本番サーバ機が設置された場所から遠隔地に保管、設置すべき。少なくとも、本番サーバ機が設置された場所とは別の場所（同一建屋内だとしても別のフロアとする等）に保管、設置する必要がある。その際、施錠管理されたキャビネット等に保管する等、セキュリティ対策には万全を期する必要がある。 | バックアップ媒体をサーバ室とは別の場所に定期的に搬出し、施錠管理されたキャビネット又は金庫に保管することとした。<br><br>(財務会計システム)<br>平成24年12月から実施<br>(物品電子調達システム)<br>平成24年4月から実施 |

平成25年 3月26日印刷  
平成25年 3月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056